

社会教育センター所管施設の熱中症対策について

近年、熱中症による死亡者数・緊急搬送者数は著しい増加傾向にあります。日本スポーツ協会熱中症予防運動指針では、「暑さ指数（WBGT）31以上：運動は原則中止」、「暑さ指数（WBGT）28～31：激しい運動は中止」とされています。

社会教育センター所管施設におきましても、利用者の熱中症予防のため、下記の場合は使用料の還付を行います。

□還付条件

- ・利用日に愛知県で熱中症警戒アラートまたは熱中症特別警戒アラートが発令されているとき。
- ・熱中症警戒アラートは発令されていないものの、利用者の健康を損なう恐れがあると認められるとき。
例：暑さ指数が28以上である、利用者が高齢者や子どもであり配慮が必要である場合など。
- ・利用当日のアラート発令の有無が未定であっても、熱中症予防のために事前に利用の取消を申し出たとき。

□還付の適用期間

- ・熱中症警戒アラート等運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）

□対象施設

- ・社会教育センター
- ・スポーツ施設
- ・学校開放施設

□手続き方法

利用開始時間までに社会教育センター事務室で、熱中症予防を理由とした利用取消申請をしてください。ただし、次の場合は後日の取消申請も可能とします。

- ・暑さ等により利用開始時間までに来館することが困難であり、利用開始時間までに電話連絡をした場合
- ・利用日が社会教育センター休館日で、利用開始前に取消申請ができない場合

□注意事項

- ・熱中症予防以外の理由による取消の還付条件、手続き方法はこれまでどおりです。